

(一社) ふじのくにづくり支援センター 殿

公共工事発注者支援機関(土木)の有効期間の延長について

本協議会は、公共工事発注者支援機関評価制度試行実施要綱に基づき、貴機関を「公共工事発注者支援機関」として、令和2年1月30日から令和5年3月31日までの有効期間において認定しておりましたが、今般、諸般の事情により特例として有効期間を令和6年3月31日まで延長することを決定いたしましたので、ここに通知させていただきます。

令和5年2月8日

品質確保に関する推進協議会

委員長 山本 幸司